

令和5年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和5年3月3日（金） 開会 午前10時 3分
閉会 午後 1時

場所 第1委員会室

出席委員 藤井健志委員長

逢澤圭一郎副委員長

関根信明委員、宇田川幸夫委員、齊藤邦明委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、井上航委員、萩原一寿委員、白根大輔委員、柿沼貴志委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、西村朗政策・財務局長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、仲山良二地域経営局長、島村克己企画総務課長、鈴木健一計画調整課長、都丸久財政課長、山口達也行政・デジタル改革課長、石川貴規デジタル政策幹、三橋亨情報システム戦略課長、石曾根祥子地域政策課長、梶一之市町村課長、石川護土地水政策課長、近藤光交通政策課長

穴戸佳子会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長

矢島謙司監査事務局長、関口修宏監査事務局副事務局長（兼）監査第一課長
豊野和美監査第二課長

加藤知子食品安全課副課長

新井穰建築安全課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第22号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第43号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第51号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第7号))	原案可決
第54号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第10号)	原案可決
第55号	令和4年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第56号	令和4年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第57号	令和4年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決

2 請願
なし

報告事項

次期行財政改革プログラム（案）について

【付託議案に対する質疑】

宇田川委員

- 1 第54号議案について、財源調整のための基金の取崩しを一部中止し、更に財政調整基金に385億円の積増しを行っているが、今年度の残高見込みはいくらか。また、昨年度末残高と比較してどうか。
- 2 これまでの新型コロナウイルス感染症対策推進基金の活用状況はどのようなものか。また、基金残高はいくらか。
- 3 地方創生臨時交付金について、今回の補正予算により、今年度国から配分された額を最終的にどの程度活用できているのか。

財政課長

- 1 令和4年度末の財源調整のための3基金の残高見込みは約1,409億円である。昨年度末残高は決算ベースで約1,274億円であることから、約135億円の増である。
- 2 令和4年度末の基金の残高は約119億円となる見込みである。令和5年度当初予算で約50億円活用することとしており、令和5年度末残高は約69億円と見込んでいる。
- 3 まず、国の令和3年度の1次補正により、地方単独分が約234億円配分されている。また、国の令和4年度の予備費を活用して、原油価格・物価高騰分として約134億円、重点交付金として約145億円が活用可能額として示されたところである。今回の補正予算第10号において、執行残等を勘案しても全額を活用する方向で調整している。さらに、本年3月1日に内閣府から正式に通知があり、国の令和4年度2次補正予算に伴い、各地方自治体がPCR検査等の2分の1を一般財源等で負担している部分に対して、新たに約79億円が交付される予定となっている。これについては、令和4年度予算で約2億円、令和5年度予算で約54億円を活用する方向で調整している。地方単独分は令和5年度に繰越して活用が可能のため、地方単独分の残高は約23億円となっている。

宇田川委員

- 1 令和4年度の残高が約1,409億円とのことだが、財政調整基金の取崩しと積増しをしているため、どのような流れになっているのか分からないので詳細に説明してもらいたい。また、本当の財政調整基金の余力はどの程度あるのか。
- 2 地方創生臨時交付金の残高は約23億円でPCR検査等に活用するとのことである。ほかにも活用しなければいけない部分があると思うがどうか。
- 3 来年度、地方創生臨時交付金が国から交付されないとのことである。引き続きやらなくてはならない部分、削らなくてはならない部分があると思うが、どう考えているのか。

財政課長

- 1 残高は約1,409億円となっているが、このうち交付税の精算措置分が約566億円、職員の定年の段階的延長の影響の緩和分として145億円を含んでおり、実質的な残高は約698億円となっている。また、令和3年度末残高の約1,274億円にも同じように交付税の精算措置分が約593億円含まれており、これを差し引くと実質的な残高は約681億円となる。そのため、実質的な残高は17億円積み上がっている。交付税の精算措置分が多くなっているのは、県税収入が地方財政計画の見込みよりも増加

しているため、この精算措置として次の3年間で交付税が減額されることになる。交付税を交付された当該年度に使ってしまうと、翌3年間の財政状況が厳しくなってしまうため、その分は財政調整基金に積むように国からも指導されている。令和3年度、4年度と県税収入が伸び、交付税も多く交付されているため、その精算分を積んだことで残高が約1,409億円と多くなっている。

- 2 23億円は地方単独分で、国が本省繰越しをしており、令和5年度に活用が可能である。この23億円については令和5年度当初予算編成後の額として確保しているところであるが、今後のコロナ対策や経済回復に伴う経済対策等の財源として確保しており、経済情勢を踏まえて機動的に対応できる財源として補正予算等で活用したい。
- 3 新たに国の令和5年度当初予算で臨時交付金が交付されないことは一般質問等でも話が出ていたところであるが、実際に交付は見込めない状況である。あらゆる機会を通じて国へ要望しているところであるが、令和4年度の予備費を使った配分も含めて国へ要望をしている。

宇田川委員

- 1 財政調整基金について、昨年よりも積み増しているということだが、今後3年間で交付税が減るのではないか。基金の本当の余力はどの程度なのか。
- 2 地方創生臨時交付金を使ってやらなくてはいけない部分と、削らなくてはいけない部分についてしっかりと見込みながら、この部分は国の予備費を使って臨時交付金を措置してもらいたいなど、調査して国へ要望をしているのか。

財政課長

- 1 財政調整3基金の令和4年度末残高1,409億円のうち、実質的な残高は約698億円となっている。来年度以降に交付税が減らされる精算分については、今年度末に積立てを行い、令和5年度に交付税が見込みより減ったとしても、財政調整基金を取り崩して行政サービスの質を担保している。令和3年度の積立ての際には、令和4年度に201億円、令和5年度、6年度に196億円と計593億円が精算措置されるので、この分を財政調整基金に積み立てて、それぞれの年度に基金を取り崩して対応することとしている。令和4年度の積立ても、令和5、6、7年度に合計で174億円を減らされる精算措置がなされるので、その分を財政調整基金に積み立て、それぞれの年度で交付税が減らされても財源不足とならないように措置をしている。
- 2 国への要望の前に、県として取るべき歳入はしっかりと確保し、またEBPMに基づく、成果を踏まえた見直しを実施しているところである。来年度当初からそうした見直しをしっかりと進めることによって、必要な予算へスリム化していくことは必要である。あわせて各団体から経済情勢を含めたいろいろな声を丁寧に拾い、それに対して、令和5年6月定例会以降、そのような対応が必要であれば丁寧に対応していく。

関根委員

- 1 第23号議案について、令和5年度の職員定数は78名の増員となっているが、特徴はどのようなものか。
- 2 第43号議案について、包括外部監査人候補者は継続での契約になるのか。また、包括外部監査のテーマは毎年どのように決めているのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 78名の内訳は、児童虐待防止対策の強化として47名、ポストコロナ社会の構築として31名である。児童虐待防止対策の強化としては、熊谷児童相談所一時保護所の開設に伴う体制強化を図るものなどである。また、ポストコロナ社会の構築としては、新たな感染症への備えのほか、社会経済対策、社会全体のDX推進のため、増員をお願いするものである。
- 2 今年度から包括外部監査人を務めてもらっており、来年度は2年目となる。監査テーマについては、契約締結後に監査人が決めることになっている。テーマの選定に当たっては、必要に応じて関係部局から説明を受けるとともに、監査委員とも意見交換を行っている。

関根委員

県土整備部と都市整備部の技術者が足りないと感じているが、増員の要望は上がっているのか。上がっているが採用できないのか。

行政・デジタル改革課長

両方の場合がある。要望があり定数増をしたところとしては、公共DXの推進について県土整備部に増員を図っている。一方で、要望はあるが土木職や技術系職種は自治体間で奪い合いになっている状況もあるため、そこは課題として捉えている。しかし、自然災害への対応などについては、採用状況を見つつも、現場で工事の発注等に支障がないような体制を関係部と相談しながら構築している。

萩原委員

- 1 第22号議案について、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料を引き下げた理由はどのようなものか。
- 2 と畜検査手数料を引き上げた理由はどのようなものか。また、資料には例として豚の単価が記載されているが、その他の動物の単価はどうなっているのか。
- 3 第23号議案について、ポストコロナ社会の構築は重要だと考えている。先ほどの答弁で31名の増員とのことだが、増員の内訳と考え方はどのようなものか。

財政課長

- 1 この試験問題の作成は、全国一律で「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」が行っているが、同センターから令和4年10月11日に単価を引き下げる旨の通知があった。引下げの理由は、受験者数の増加や経費の削減努力によるものであり、単価を400円引き下げることとなった。
- 2 と畜場法等の改正により、令和3年6月1日から全と畜場でHACCPに基づく衛生管理が必須となり、その衛生管理状況について県職員である「と畜検査員」が外部検証を実施することが義務付けられた。外部検証の実施には、これまでの疾病検査のほか、施設の衛生管理状況の確認、1か月ごとの業者の衛生管理記録の確認、食肉が衛生上問題ないかを確認する微生物学的試験といった業務が義務付けられたことに伴い、標準的な費用を算定し手数料を引き上げるものである。また、資料には豚を記載しているが、これ以外にも牛、馬及び羊なども同様に改正を行う。牛と馬は700円から730円に、また羊などについては豚と同様に300円から340円への改正をお願いするものである。

行政・デジタル改革課長

- 3 三つの柱がある。まず、新たな感染症への備えとして感染症対策課に5名を増員する。次に、社会経済対策として産業労働部に6名を増員する。内訳は副部長級の職の新設で1名、産業支援課に2名、金融課に1名、観光課に2名である。次に、社会全体のDXの推進として、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、出納総務課など合計11課に20名の増員である。また、考え方については、まず業務量の増減に基づいて行っている。それにプラスして、県民の生命・財産を守るために必要な部分については増員も含めて前向きに検討し、各部局と調整しながら、業務量の増減、今後の見込み、危機管理への備えなども見据えながら対応している。

萩原委員

第23号議案について、職員の専門性をどのように考えているのか。また、どのように配置をしていくのか。

行政・デジタル改革課長

技術の継承を含め、専門性の確保は大変重要である。例えば、児童相談所の専門性については、計画的な増員をしながら確保を行っている。技術系については、採用との関係もあるが、関係部局と議論しながら進めている。また、配置については、所管をしている総務部と連携を取りながら進めている。

萩原委員

専門性もしっかり検討していくということか。

行政・デジタル改革課長

専門性の確保について、しっかり取り組んでいく。

齊藤委員

- 1 第22号議案について、今回の手数料条例の改正による県財政への影響はどうか。
- 2 と畜検査手数料について、今回の引上げに関し、事業者への十分な周知はしているのか。また、事業者からの理解は得られたのか。

財政課長

- 1 今回の条例改正による県歳入への影響については、まず、と畜検査手数料の額の改定によるものは、17,955千円の増収と見込んでいる。次に、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料については、埼玉県社会福祉協議会を通じて試験問題作成機関に納入されることから、県の歳入には影響を及ぼさない。次に、高度地区における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料などの新設する手数料については、今のところ新設の見込みはなく、令和5年度当初予算に計上していない。
- 2 保健医療部が本年1月及び2月に県内の各関係団体や県が所管している三つのと畜場に説明している。本条例案について議決を頂ければ、各生産者に対しても丁寧に説明していく。

井上委員

- 1 第22号議案のうち建築基準法改正関係について、改正日と施行日はいつか。

- 2 手数料160,000円はどのようなことを行うことを想定して積算したのか。
- 3 手数料に係る予算を想定していない理由は何か。
- 4 具体的にどのようなものを設置するイメージなのか。

財政課長

- 1 令和4年6月17日に公布し、令和5年4月1日施行である。
- 2 受付、審査、起案決裁及び送付事務等に要する時間から人件費と諸経費を積算している。具体的には、屋上への省エネ設備の設置等は日照時間の変化など、周辺環境への影響や高さの最高限度を超えることの必要性や妥当性などを総合的に審査する必要がある、建築基準法に基づく審査には相当な時間を要すると想定し積算した。

建築安全課副課長

- 3 今回の特例許可は、手続の円滑化や基準緩和を図るためのものであり、一定の需要があると考えているが、類似の高さ特例許可の審査について過去10年間を調べたところ県内で2件ほどであったため、現段階では申請数自体を見込まず予算を見込んでいない。
- 4 今回の特例許可は、第一種低層住宅専用地域や高度地区などで高さの最高限度が定められている地域に特例許可が定められるものである。10メートルや25メートルなどの高さ制限ぎりぎりに建っている建築物について、そこから断熱改修による断熱の厚み分や太陽光設備分のおおむね1メートル以内のものが設置されることを想定している。

井上委員

全国的な法改正であるが、他県も同水準の手数料設定なのか。

財政課長

関東の1都5県については、本県と同額の160,000円となっている。

【付託議案に対する討論】

なし